

平成22年9月7日

大臣官房総務課情報公開文書室

(担当・内線 室長平嶋壮州

室長補佐大村良平

(電話代表) 03(5253)1111(内線7321)

## 厚生労働省に寄せられた「国民の皆様の声」の集計報告について

(地方受付分)

厚生労働省に寄せられる「国民の皆様の声」につきましては、厚生労働行政の政策改善につながるきっかけとなるものであることから、一週間分の集計結果と現時点での対応等を取りまとめましたので、お知らせいたします。

(平成22年8月20日から平成22年8月26日受付分)

別紙

厚生労働省に寄せられた「国民の皆様の声」の集計報告(地方受付分)(10/09/07)

厚生労働省に寄せられた国民の皆様の声・集計報告(地方受付分)

平成22年8月20日～8月26日受付分

(単位:件)

組 織 名	来訪	電話	手紙	FAX	メール	計
大臣官房	3	0	0	0	0	3
医政局	0	0	0	0	0	0
健康局	0	1	0	0	0	1
医薬食品局	0	0	0	0	0	0
食品安全部	0	0	0	0	0	0
労働基準局	37	64	2	0	0	103
職業安定局	188	55	41	1	0	285
職業能力開発局	0	0	0	0	0	0
雇用均等・児童家庭局	2	4	0	0	0	6
社会・援護局	0	0	0	0	0	0
障害保健福祉部	0	1	0	0	0	1
老健局	0	0	0	0	0	0
保険局	0	4	0	0	0	4
年金局	0	0	0	0	0	0
政策統括官	0	0	0	0	0	0
合 計	230	129	43	1	0	403

国民の皆様の声の内訳

政策・制度立案への提言	88
制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	190
法令遵守違反に関するもの	12
その他	113

主な国民の皆様の声は、担当部局別に次ページ以降に添付してあります。

- 「地方」とは地方支分部局を指し、具体的には以下のとおりです。
- ・地方厚生(支)局(麻薬取締支所・分室及び都府県事務所を含む。)
  - ・都道府県労働局、労働基準監督(支)署、公共職業安定所(出張所・分室を含む)

# 国民の皆様の声・集計報告票(地方受付分)

局課(室)名	大臣官房地方課
照会先	課長補佐 河西 直人(内線:7254) 企画第二係長 川村 寛 (内線:7250)

平成22年8月20日～8月26日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	3件	0件	0件	0件	0件	3件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	0件
	制度の実施に関する提案(職員等の接遇問題を含む)	0件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	3件

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
1	労働基準監督署内が暑すぎ、不快である。(同意見他 1件)		地球温暖化対策の取り組みの中で冷房の温度設定を28度に行っている旨説明し、ご理解を求めました。
2	労働保険の申告を行うためにわざわざ労働局へ来たのに、入館時に身分証明書の提示や、行き先・用務の記入を求められた。なぜそうしなければならないのか、入り口で説明を聞いたが納得できない。		当該労働局では、庁舎管理及び来館者・職員の安全確保のため、セキュリティシステムが今年4月から導入され、来館者に協力をお願いしていることを説明し、ご理解を求めました。
3			
4			
5			

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、その他、に分類。

# 国民の皆様の声・集計報告票(地方受付分)

部局(課室)名	健康局
照会先	健康局総務課 林 俊宏(内線2313) (ダイヤルイン03-3565-2077)

平成22年8月20日～8月26日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	0件	1件	0件	0件	0件	1件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	0件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	0件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	1件

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
1	自分は被爆二世であり、現在も原爆症の治療を受けている。治療は苦痛を伴うものであるが、自分以外にも多くの被爆者が今なお後遺症に苦しんでいる。 原爆症の認定をめぐる裁判について、戦後65年も経つのであるから、国は原告に対して原爆症の認定をするべきである。		貴重なご意見として承り、本省へも報告することをお伝えして、ご了解いただきました。
2			
3			
4			
5			

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、その他、に分類。

# 国民の皆様の声・集計報告票(地方受付分)

平成22年8月20日～8月26日受付分

部局(課室)名	労働基準局
照会先	総務課 課長補佐 西岡 邦昭(内線5554) 広報係長 林田 淳一(内線5582)

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	37件	64件	2件	0件	0件	103件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	15件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	40件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	48件

(主な国民の皆様の声)

項番	内容	対応	
		分類	概要
1	複数の労働者が年次有給休暇を取得し、会社として大変困る事態があった。どのように対処すればよいのか。		使用者は原則として労働者の請求する時季に与えなければならないこと、ただし事業の正常な運営を妨げる場合には、使用者側に時季変更権が認められていることなど、年次有給休暇の制度や趣旨について説明し、ご理解いただきました。
2	事業を営んでおり、雇用調整を行うことを検討しているが、このような場合に労働者を解雇する手続はどうすればよいのか。		労働基準法における解雇手続と労働契約法及び裁判例における整理解雇の要件を説明し、これらを踏まえて適切に対応するようお伝えしました。
3	労働基準法違反に関する捜査に関して、途中段階での捜査状況を教えてほしい。		被疑者等捜査対象者のプライバシーを保護する必要があること、その後の捜査にも大きな影響を及ぼすこと等から、捜査過程において捜査に関する情報を開示することはできないことを懇切丁寧に説明することで、ご理解いただきました。
4	零細企業は大企業と同じように労働基準法を遵守できないため、法律を改正して、企業の状況に応じて適用する内容に変更すべきである。		労働基準法は、労働条件の最低基準を定めるものであり、原則として事業場規模にかかわらず適用されることを説明し、ご理解を求めました。
5	中小企業は、健康診断の費用を出すのにも四苦八苦しており、受診させたくてもそれができず、監督署の指導があるまで実施しないなどという事業場もあるが費用は事業主が負担しなければならないのか。		健康診断は、法律で事業者に実施義務があり、健康診断にかかる費用は事業者が負担する必要があることを説明し、ご理解を求めました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、その他、に分類。

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
6	厚生労働省は、リスクアセスメントの実施を小規模事業場にも求めるが、小規模事業場には実施するだけの能力も体力もない。実際には大企業だけのための法律となっているのではないか。		リスクアセスメントについて、自主的に取組がなされるように各種の支援を行っていることなどを説明し、ご理解いただきました。
7	地域別最低賃金は低すぎる。 早急に全ての地域において800円に上げるべきである。		最低賃金は、公労使三者構成の最低賃金審議会の審議を踏まえ、労働者の生計費や事業場の支払能力等を勘案して厚生労働大臣又は都道府県労働局長が決定することを説明し、ご理解を求めました。
6	最低賃金が13円上がるという記事を読んだ。 底上げの意味は分かるが、軽々しく最低賃金を上げないでほしい。		最低賃金は、公労使三者構成の最低賃金審議会の審議を踏まえ、労働者の生計費や事業場の支払能力等を勘案して、厚生労働大臣又は都道府県労働局長が決定することを説明し、ご理解いただきました。
9	労災保険遺族補償年金受給者だが、毎年送付される労災年金の変更決定通知書がまだ届かないが、いつ頃届く予定か。		今年は8月26日又は27日に厚生労働省本省から送付されることを説明し、ご理解いただきました。
10	従業員が全員退職したのに、労働保険の年度更新を行うよう指導されるのはおかしいのではないかと。		労働者が全員退職した場合であっても、労働者の在職期間中の賃金額を積算して労働保険料の確定申告を行っていただく必要がある旨説明し、ご理解をいただきました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、その他、に分類。

# 国民の皆様の声・集計報告票(地方受付分)

局課(室)名	職業安定局
照会先	中央職業安定監察官室 中央職業安定監察官 富永 哲史(内線5655) (直通:03-3502-6768)

平成22年8月20日～8月26日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	188 件	55 件	41 件	1 件	0 件	285 件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	67 件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	146 件
	法令遵守違反に関するもの	12 件
	その他	60 件

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
1	求人票には年齢不問と書いてあるにも拘らず、現実的には年齢制限がある。改善してほしい。		雇用対策法により、労働者一人一人に均等な機会が与えられるよう、労働者の募集・採用における年齢制限を原則禁止しており、違法な恐れのある求人には指導を行っている旨ご説明し、ご理解いただきました。
2	求人票には性別も記入していただきたい。		男女雇用機会均等法に基づき、労働者の募集および採用に当たっては、性別を理由とする差別は禁止されております。このため、ハローワークでは、違法な恐れのある求人には指導を行っている旨ご説明し、ご理解いただきました。
3	ハローワークの求人に応募したが、事業所から採否結果の通知書が届くのが遅い。求人票に記載された日までに連絡するよう指導してほしい。		採用・不採用の結果につきましては、早急に求職者及びハローワーク双方に通知するよう事業主を指導しております。なお、求人票に記載された期日を経過しても通知がない場合は、窓口にご相談いただければ、事業主へ問い合わせる等対応する旨ご説明しました。
4	ハローワークの求人を増やしてほしい		現在、ハローワークでは、求人を確保するため、求人開拓推進員を配置し、企業訪問を実施しております。引き続き求人開拓のための努力をする旨ご説明し、ご理解いただきました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、その他、に分類。

## (主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
5	自己都合で離職した場合、失業保険の給付に3ヶ月の給付制限がかかるが、この給付制限をなくしてほしい。		雇用保険制度の趣旨は、労働者の生活及び雇用の安定と就職促進のために、失業された方や教育訓練を受けられる方等に対して、失業等給付を支給するものであり、自己都合による離職は、任意的な離職であることから、給付制限を設けている旨ご説明し、ご理解いただきました。
6	労働者派遣法に係る専門26業務についての解釈が難しい。特に、5号「事務用機器操作」、8号「ファイリング」についての明確な解釈を教えてください。		平成22年2月8日に公表した「専門26業務派遣適正化プラン」の内容をご説明するとともに、5月26日から厚生労働省ホームページに「専門26業務に関する疑義応答集」を掲載している旨ご説明し、ご理解いただきました。
7	毎年8月に基本手当日額の再計算があり、日額が下がってしまい、不満がある。		雇用保険の基本手当は、失業期間中の生活の安定を図るために支給するものですが、その額は労働者の平均給与額の変動比率に応じて、毎年引き上げ又は引き下げを行うことが、雇用保険法において決められている旨ご説明し、ご理解を求めました。
8	このたびハローワークの紹介により就職できました。担当の方に親身に相談に乗っていただきました。仕事に就くありがたさを痛感いたしました。ありがとうございました。		今後もお役に立てるよう、いただいたご意見を該当ハローワーク職員で共有いたしました。
9	ハローワークの庁舎内が暑いので、設定温度を低くしてほしい。		ハローワークを含む公共施設では、政府として取り組んでいる課題として、地球温暖化防止、CO2削減のため、空調設備の設定温度を28度程度にすることとしております。該当ハローワーク庁舎においても同様の対応が取られているところであり、ご要望に沿った対応は困難である旨ご説明し、ご理解いただきました。
10	ハローワークの駐車場が混んでいる。		該当ハローワークの駐車場は、収容台数が限られており、近隣にも駐車スペースがなくご迷惑をおかけしています。ご来所の際は、なるべく公共交通機関をご利用いただくようご説明し、ご理解をいただきました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、その他、に分類。



# 国民の皆様の声・集計報告票(地方受付分)

部局(課室)名	雇用均等・児童家庭局
照会先	雇用均等・児童家庭局 雇用均等政策課長補佐 中山 理(内7832) 電話:03-3595-3271 FAX:03-3502-6762

平成22年8月20日～8月26日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	2件	4件	0件	0件	0件	6件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	2件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	3件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	1件

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
1	中小企業子育て助成金の手続に日数がかかりすぎる。(2件)		件数が多く受付順に処理している旨説明し、ご理解をいただきました。
2	中小企業子育て支援助成金について、復職後の継続勤務期間が6か月から1年に延長されたことに異議を唱えたい。		助成金の支給要件についてご説明し、貴重なご意見として承りました。
3	小学校就学後は保育所の時より、子どもの帰りが早くなるため、育児短時間勤務を小学校入学後まで拡大し、法制化して欲しい。		現行法上、3歳以上小学校就学前までは努力義務であることを説明し、貴重なご意見として承りました。
4	仕事と育児・介護との両立支援について、日雇い労働者に対する支援対策を強化して欲しい。		現行の制度の趣旨を説明するとともに、貴重なご意見として承りました。
5	就業規則の規定例として事業主に提供する以上は、法令に規定のあるすべての事項について例示を行うべきである。		貴重なご意見として承りました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、その他、に分類。

# 国民の皆様の声・集計報告票(地方受付分)

部局(課室)名	社会・援護局障害保健福祉部
照会先	【企画課】 課長補佐 矢田貝 泰之(内線3011) 主査 山田 大輔(内線3016) (ダイヤルイン 03-3595-2389)

平成22年8月20日～8月26日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	0件	1件	0件	0件	0件	1件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	0件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	1件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	0件

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
1	補装具費支給制度の利用により、現在補聴器(骨導型箱形)の補装具費として6万7千円の支給を受けているが、支給を受けている金額では機能が不十分な補聴器しか購入することができず、生活に支障が出ている。補装具費の支給金額を上げてほしい。		貴重なご意見として厚生労働省本省へ伝えさせて頂く旨ご説明をして了解を得ました。
2			
3			
4			
5			

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、その他、に分類。

# 国民の皆様の声・集計報告票(地方受付分)

部局(課室)名	保険局
照会先	総務課 尾崎課長補佐(内線3216)

平成22年8月20日～8月26日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	0件	4件	0件	0件	0件	4件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	4件
	制度の実施に関する提案(職員等の接遇問題を含む)	0件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	0件

(主な国民の皆様の声)

項番	内容	対応	
		分類	概要
1	ある健康保険組合より以下の意見がありました。 「健康保険制度に総報酬制が導入され、賞与も標準報酬月額と同じ保険料率が適用されることとなったが、賞与の支払回数により年3回以下は標準報酬月額に算定されないため、給付(傷病手当金等)に反映されない。年4回以上支給される賞与との公平性のある制度への見直しを検討いただきたい。」		年4回以上支給される賞与は健康保険法で規定している「報酬」に該当し、標準報酬月額に算定されることを説明しました。また、いただいた意見については、「国民の皆様の声」として、本省へ報告する旨を伝えました。
2	歯科医師からのご意見 保険診療で使用する歯科矯正治療の保定装置について、装着する前に亡くなった場合あるいは患者の都合で来院しなくなった場合でも保険請求が出来る制度にしてほしい。		現行では保険請求が出来ないことを説明し、厚生労働本省へご意見として報告する旨お伝えしました。
3	一般の方から以下のご意見がありました。 医療機関を受診したら、明細書が交付してもらえなくなったが、内容が複雑でよく理解できない。 大半の受診者は、請求されたままで支払をしていると思う。		明細書の発行につきましては、医療機関でどのような診療行為が行われたか分かるよう、診療内容の透明性を図るために発行することとされていますので、診療行為の内容と明細書の内容が納得いかななど疑義がある場合には、医療機関に対して診療内容について説明を求めています旨説明しました。 また、医療費等の内容につきましては、厚生労働省ホームページ等に掲載されていますので参考にしていただきたい旨説明しました。
4			
5			

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、その他、に分類。